

- (2) 行政機関の長は、指定の有効期間を延長したときは、(一)(5)の通知を受けた者等にその旨等を書面により通知すること等の措置を講ずるものとした。(第九條關係)
- (3) 法第四條第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見る事ができないような運搬容器に特定秘密文書等を収納し、施錠した上で、指名する職員にこれを携行させることとした。(第一〇條關係)
- (4) 行政機関の長は、指定を解除したときは、特定秘密の表示の抹消等の措置を講ずるものとした。(第一一條關係)
- (三) 特定秘密の保護措置
 - (1) 行政機関の長は、特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する規程を定めるものとし、法第五條第一項の政令で定める措置は、この規程に従い、これらの措置を講ずることとした。(第一二條關係)
 - (2) 法第五條第三項の政令で定める事項は、警察本部長による特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する事項とすることとした。(第一三條關係)
 - (3) 法第五條第四項の政令で定める基準は、特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施にあり、かつ、この規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護できると認められることとした。(第一四條關係)
 - (4) 法第五條第五項の政令で定める事項は、適合事業者による特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する事項とすることとした。(第一五條關係)
- (四) 特定秘密の提供
 - (一) 他の行政機関による特定秘密の保護措置法第六條第二項の政令で定める事項は、他の行政機関の長による特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名等の措置の実施に関する事項とすることとした。(第一七條關係)
 - (二) その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置

- 法第一〇條第一項第一号の政令で定める措置は、特定秘密の提供を受ける者による特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること等の措置とすることとした。(第一八條關係)
- 4 適性評価等
 - (一) 適性評価を受けることを要しない者
 - 法第一一條第七号の政令で定める者は、国家公安委員会委員等とすることとした。(第一九條關係)
 - (二) 適性評価の実施の方法
 - 行政機関の長又は警察本部長は、適性評価の実施に当たっては、評価対象者に質問票を交付し、記載を求めるとにより、法第二二條第二項の調査を行うものとした。(第二〇條關係)
 - (三) 評価対象者に対する告知等
 - 法第二二條第三項の規定による告知及び同意は、書面により行うものとした。(第二二條關係)
 - (四) 国家公務員法第三八條各号等に準ずる事由
 - 法第一六條第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法第一一條第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任等の事由等とすることとした。(第二二條關係)
 - (五) 権限又は事務の委任
 - 行政機関の長は、適性評価の権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五五條第二項の規定により任命権を委任した者等に委任することができるものとした。(第二三條關係)
- 5 この政令は、法の施行の日(平成二六年二月一〇日)から施行することとした。
 - 一 内閣府本府組織令等の一部を改正する政令(政令第三三七号)(内閣官房)
 - 二 内閣府本府組織令の一部改正關係
 - 1 大臣官房に独立公文書管理監一人を置くこととした。(第八條關係)
 - 2 本府に置く参事官の定数を四六人とすることとした。(第二〇條關係)
 - 三 行政機関職員定員令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正關係
 - 1 内閣府の定員を二〇人増員することとした。
 - 2 この政令は、平成二六年二月一〇日から施行することとした。

- 1 所得税法施行令の一部を改正する政令(政令第三三八号)(財務省)

最近における通勤手当の支給の状況等を踏まえ、交通用具使用者の通勤手当についての所得税の一月当たり非課税限度額を次のとおり引き上げることとした。(第二〇條の二關係)	改正後	改正前
(一) 通勤距離が片道一〇キロメートル未満の者	四、二〇〇円	四、一〇〇円
(二) 通勤距離が片道一〇キロメートル以上一五キロメートル未満の者	七、一〇〇円	六、五〇〇円
(三) 通勤距離が片道一五キロメートル以上二五キロメートル未満の者	一、九〇〇円	一、三〇〇円
(四) 通勤距離が片道二五キロメートル以上三五キロメートル未満の者	一、七〇〇円	一、一〇〇円
(五) 通勤距離が片道三五キロメートル以上四五キロメートル未満の者	二、四〇〇円	二、〇〇〇円
(六) 通勤距離が片道四五キロメートル以上五五キロメートル未満の者	二、八〇〇円	二、〇〇〇円
(七) 通勤距離が片道五五キロメートル以上の者	三、一〇〇円	二、五〇〇円
- 2 この政令は、平成二六年一〇月二〇日から施行することとした。
 - 1 過労死等防止対策推進協議会令(政令第三四〇号)(厚生労働省)
 - (一) 委員の任期等
 - 1 過労死等防止対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員の任期は二年とするともに、委員は再任されることができるとすることとした。(第一一條第一項及び第二項關係)
 - 2 協議会の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とすることとした。(第一條第三項關係)
 - (二) 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする(第一條第四項關係)
 - (三) 協議会に会長を置き、過労死等に関する専門的知識を有する委員のうちから、委員が選挙する会長(第二條第一項關係)
 - (四) 協議会に、専門委員を置くことができることとした。(第三條第一項關係)
 - (五) 専門委員は、過労死等に関する専門的知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命することとした。(第三條第二項關係)
 - (六) 専門委員は調査が終了したときは解任されること及び非常勤とすることを定めることとした。(第三條第三項及び第四項關係)
 - 2 協議会の定足数及び議決方法について定めることとした。(第四條關係)
 - 3 協議会の庶務は、厚生労働省労働基準局総務課において処理することとした。(第五條關係)
 - 4 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした。(第六條關係)
 - 5 施行期日
 - 1 この政令は、過労死等防止対策推進法の施行の日(平成二六年一月一日)から施行することとした。